

令和7年度緑の少年団活動促進事業実施要領

1 事業の目的

緑の少年団は、「緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな社会人に育成する。」ことを目的に結成されて、令和7年1月現在、2,994団、団員数はおよそ312千人と推移している。「緑の少年団」活動を促進し普及するため、全国緑の少年団連盟(以下「全国連盟」という)は、都道府県緑の少年団連盟(以下、「都道府県連盟」という)が推薦する緑の少年団に対し、学習活動や地域との連携を強化する活動等に対し、助成を行う。

2 事業期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

3 事業の対象

- (1) 地域または学校単位で活動している緑の少年団等のうち、学習活動等の充実・促進、指導体制の整備、育成会の設置や基盤強化に対し助成することにより、地域の一層の協力・支援を得て、緑の少年団活動の目的が達成できるような緑の少年団等を対象に支援を行う。
- (2) 上記(1)の対象となる緑の少年団等(以下、「モデル的な緑の少年団等」という)は、当該都道府県連盟の推薦に基づき、全国連盟が決定する。

4 募集团数 全国で20団程度

5 助成額 1団体あたり300千円を上限とする。

6 助成対象経費について

(1) 活動促進費

指導者謝金：外部講師・外部指導者に対する謝金

学習教材費：教材購入費・教材作成費

車両借料：バス等借り上げ

苗木等資材費：苗木代、作業用具代、各種資材

傷害保険料：活動実施日の傷害保険料

その他：用紙代、消耗品等、感染予防・安全対策のための資機材(夏期の熱中症対策品を含む)

(2) 活動支援体制整備費

指導体制の整備にかかる事務用品、育成会結成のための会議費、資料代等

※ 助成対象外となる事例

工事(重機を用いた活動場所の整地、業者による植栽等)、大型資機材等物品の購入

7 助成手続き (スケジュール)

(1) 「モデル的な緑の少年団等」の推薦(～令和7年11月4日)

都道府県連盟は、「モデル的な緑の少年団等」を選定し、[様式1]助成申請書を作成して全国連盟へ推薦する。

(2) 助成決定通知(令和7年12月中旬)

全国連盟は、助成申請書を審査し、[様式2]助成決定通知書を都道府県連盟に送付する。

(3) 全国連盟の事務処理上、事業年度を令和7年度と称しているが、本事業の実施期間を令和8年4月～令和9年3月末日としており、学校の新年度に合わせたタイミングで、順次事業を開始する。

(4) 事業実績報告(最終提出期限令和9年5月末日)

- ・ 「モデル的な緑の少年団等」は、事業の完了後、[様式3]事業実績報告書を作成し、事業実施項目毎にかかる領収書及び事業実施状況がわかる活動写真・資料などを添付の上、都道府県連盟経由で全国連盟へ提出する。(Word または PDF の送信)
- ・ [様式6]web 報告用については、各自送信者がセキュリティ対策を講じた上で、Excel ファイルのまま提出されることが望ましい。

(5) 助成金の交付

- ・ 助成金の交付は、事業実績報告書について審査を行い、適当と認められる経費を確定し、指定の口座に送金する。
- ・ 事業完了前に助成金の一部を必要とする場合は、[様式4]概算払請求書により、概算払請求を行うことができる。その場合、概算払額は交付決定額の8割を上限とする。
なお、事務処理期間を要するため、概算払請求書は、時間的余裕をもって提出すること。

(6) 事業計画の変更

次に掲げる変更がある場合、モデル的な緑の少年団等は所属の都道府県連盟に申し出て、都道府県連盟が「変更がやむを得ない」と認めた場合、都道府県連盟は全国

連盟に対し、[様式 5]により変更申請を行い、承認を得ること。

- ① 助成対象経費の各区分間の 30%を超える変更について
- ② 事業内容の大幅な変更について

8 その他

(1) 事業期間の延長について

活動促進事業は単年度事業であるが、全国連盟がやむを得ないと認める場合は、事業期間の延長が可能である。その場合、モデル的な緑の少年団等が所属する都道府県連盟は全国連盟に対し、事由書と[様式 5]により変更申請を行い、承認を得ること。

(2) 次年度以降の活動プランの作成について

都道府県連盟が、複数年度にわたり連続して同じ緑の少年団等を推薦する場合、[様式 1]助成申請書の提出に合わせて、推薦理由書（様式自由）と当該緑の少年団等の次年度以降の活動プラン（様式自由）を併せて提出すること。

以上